

平成 2 8 年度

方蓮山国有林保安林整備事業

関 覧 図 書

添付書類

- 1 契約書（案）
- 2 事業内訳書
- 3 作業仕様書
- 4 作業位置図
- 5 入札者注意書
- 6 契約情報の公表様式

兵庫森林管理署

保安林整備事業請負契約書（案）

収 入

印 紙

1. 事 業 名 方蓮山国有林保安林整備事業
2. 事 業 場 所 別紙図面のとおりに
3. 事 業 量 別紙事業内訳書のとおりに
4. 事 業 期 間 契約締結の翌日から
平成29年 3月10日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおりに

5. 請 負 金 額 ￥ . -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）
額 ￥ . -)

〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6. 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるものは×印である。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第34条
×	前払金	分の 以内	第36条第1項
×	中間前払金		第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7. 利用物件及び支給材料

品 名	品 質 規 格	数 量	引渡場所	引渡年月日

8. 特 約 事 項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月22日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1

分任支出負担行為担当官

氏名 兵庫森林管理署長 阿久津 聡 印

請負者 住所

氏名 印

事業内訳書

森林 事務所	事業期間	作業種	記番	国有林	林小班	数量 (ha)	機能類型	適要
姫路	契約締結の翌日～ 平成29年 3月10日	地拵	5	方蓮山	542へ	1.10	森林空間 利用タイプ	全刈筋置
				小計		1.10		
	契約締結の翌日～ 平成29年 3月10日	植付 (普通苗は 仮植含む)	10	方蓮山	542へ	1.10	森林空間 利用タイプ	新植 抵抗性アカマツ (普通苗) 0.37ha 1,110本 コナラ (普通苗) 0.37ha 1,110本 ヤマモモ (ポット苗) 0.36ha 1,080本
				小計		1.10		
		地拵		合計		1.10		
		植付		合計		1.10		新植 抵抗性アカマツ (普通苗) 0.37ha 1,110本 コナラ (普通苗) 0.37ha 1,110本 ヤマモモ (ポット苗) 0.36ha 1,080本

作 業 仕 様 書 総 則

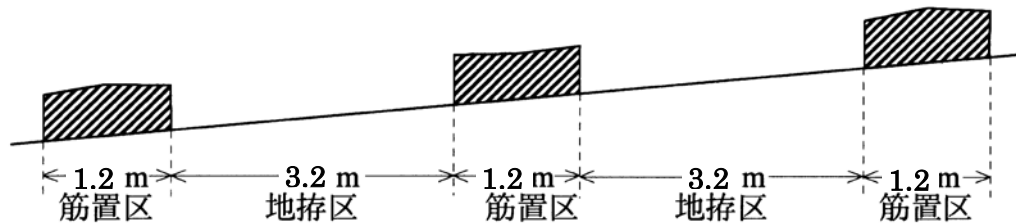
1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

1. 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする。

図(側面図)



2. 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

3. 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね10cm程度以上のもの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

4. 巻枯らしは、地上おおむね1mの箇所に、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

植付仕様書

(地拵の確認)

1. 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

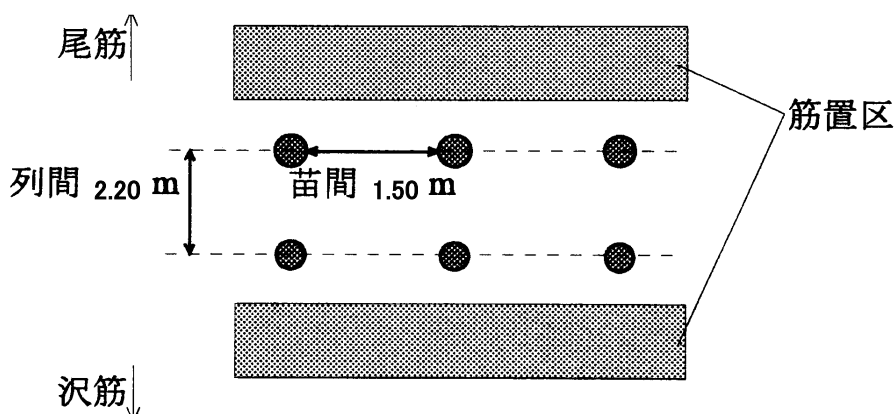
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

2. 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

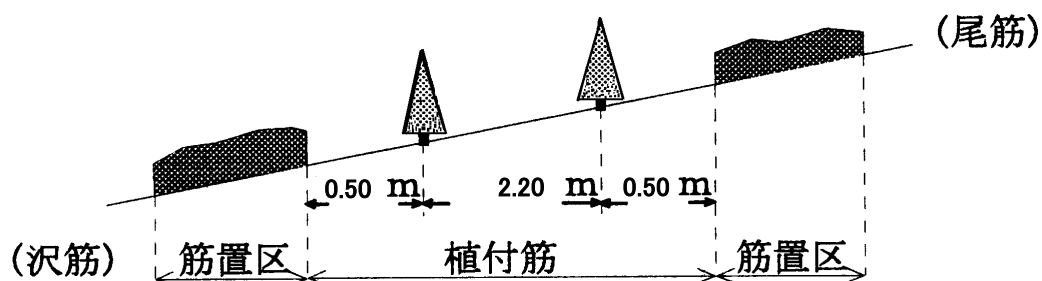
植付樹種	1ha当たりの植付本数(本／ha)
抵抗性マツ	3,000本
コナラ	3,000本
ヤマモモ	3,000本

3. 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
4. 全刈筋置箇所植付は、植付筋2列植、列間距離2.20m、苗間距離1.50mを原則とし、
下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)



(植付要領)

5. 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し(列間、苗間の印を付したもの)を用いて植付地点を決定する。
6. 植付地点に天然更新木、伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
7. 植穴は、植付地点を中心として約50cm四方面程度の地被物を取り除き、広めに深めに掘る。
8. 植穴掘をする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
9. 植付は、苗木の根を指で広げながらやや深めに入れ、手で苗木を支えつつ土を寄せかけする。この場合、植穴に落葉等が混入しないように注意する。
10. 土の寄せかけは、苗木を揺り動かしながら苗木を少し引き上げるようにし、根の位置が自然の深さとなるようにするとともに、根の間に土が十分入るようにすること。
11. 植付けした苗木を少し上に引き加減にしながら、植穴の周囲から中心に向かって踏み固め、苗木を安定させる。
12. 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

苗木購入仕様書

1. 苗木の品質規格、数量は次に示すとおりとする。

樹種	苗 齢	苗 長	根元径	数 量	梱包方法	備考
抵抗性アカマツ (普通苗)	2年生	25cm以上		1,110本	こも	
コナラ (普通苗)	1年生	60cm以上		1,110本	こも	
ヤマモモ (ポット苗)	2年生	25cm以上		1,080本	ポット苗	

2. 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- ア. 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- イ. 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- ウ. 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。
- エ. 地上部と地下部の均整がとれているもの。
- オ. 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- カ. 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- キ. 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3. 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4. 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5. 苗木の輸送方法等については、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し次の要領で行うこと。

- (1)「こも」使用の場合

- ア. 苗木の梱包には、「こも」を使用すること。
- イ. こもはなるべく厚手のものを使用し、結束は3箇所以上とする。
- ウ. 根の部分に、わら、こもぎれ等をあて、根の乾燥を防ぐこととする。
- エ. 仮植地の選定及び仮植方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に実施すること。

- (2)「ポット苗」使用の場合

- ア. 苗木は、「ポット苗」を使用すること。
- イ. 容器の大きさは口径8cm、高さ8cm以上のビニール製もしくは同等以上のものとする。
- ウ. 容器に移植後6ヶ月以上育苗したもので、根系の発達しているものとする。
- エ. ポット内の土は適潤であること。
- オ. 苗木の保管場所及び方法については、監督職員の指示に従い枯損の原因とならないよう適切に保管すること。

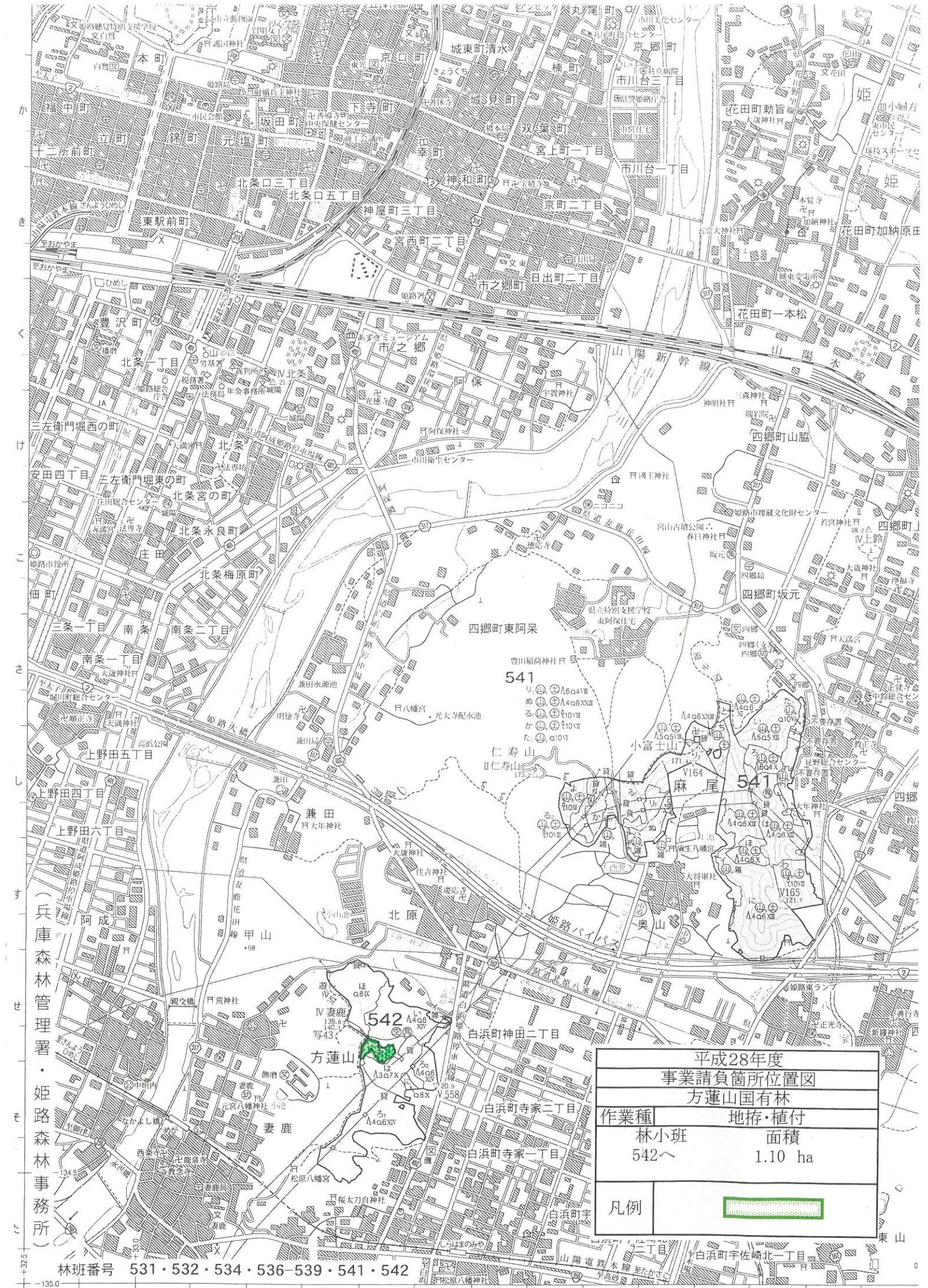
6. 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。

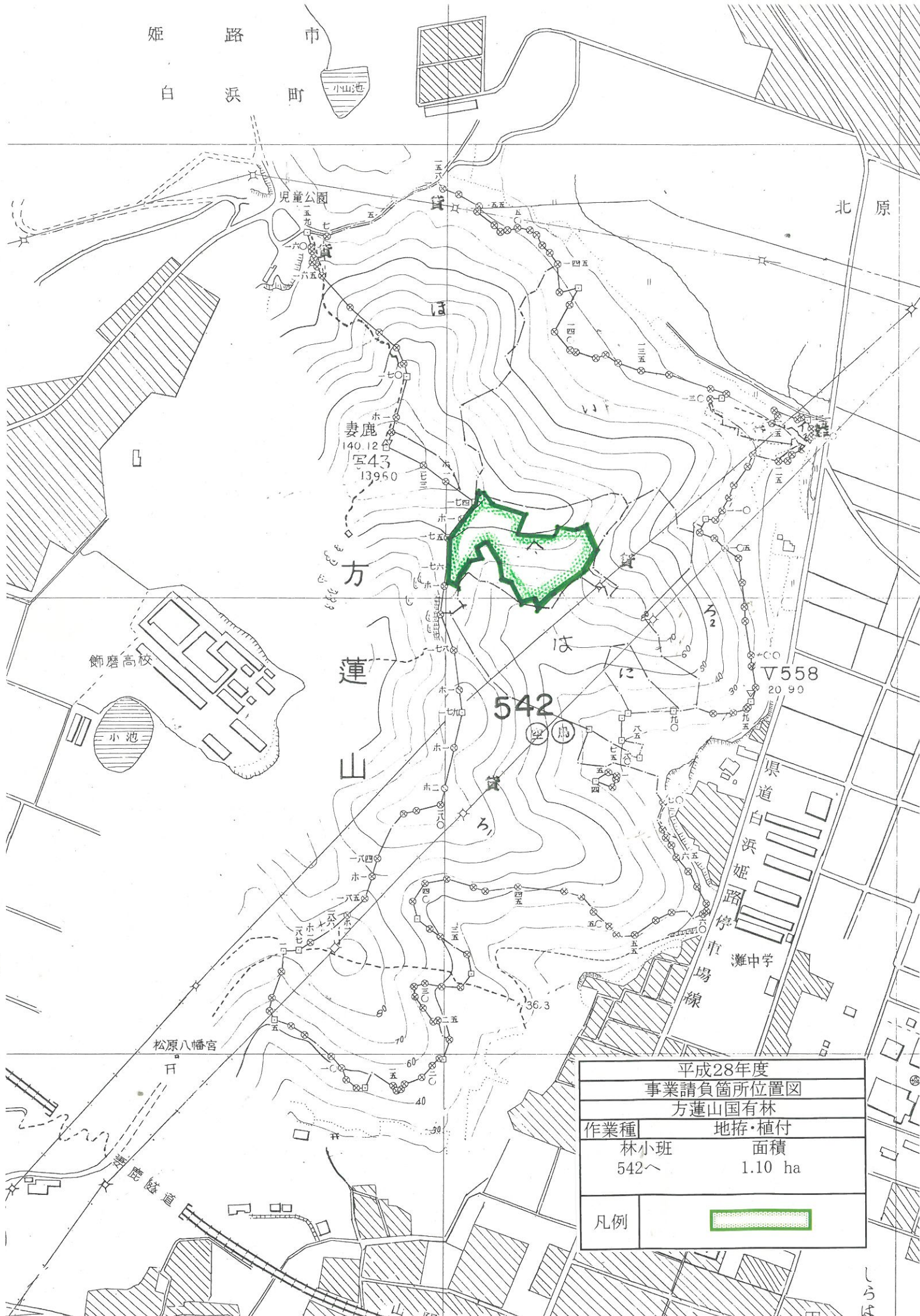
なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。

7. その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

事業実行における留意事項

埋蔵文化財が事業地に近接しているので、事業実施にあたっては慎重に作業を行うこと。また、作業中に埋蔵文化財が発見された場合は、直ちに監督職員に報告すること。





入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 7 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札。
 - イ 入札金額・入札者名の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 9 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 10 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
- 11 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、後日再度の入札を行うことがあります。

- 12 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
- (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もあります。
- (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。
- (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
- 13 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
- なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 14 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 15 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 16 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 17 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 18 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 19 入札者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
- ア 入札執行前であつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
- イ 入札執行中であつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

平成28年度 請負事業の作業条件等(造林)

事業名：方蓮山国有林保安林整備事業

[illegible]